

一般社団法人RWO定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人RWOと称する。

RWOはResearch Institute for Well-being in Old Ageを意味する。

また日本語の略称を高齢期生活向上研究会とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、高齢期の人が安心して充実した生活を送るための支援をすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

一 フレイルの予防に関する事業

二 音楽や美術を利用して生活の質を向上させる事業

三 健康に関する科学的知見を集積する事業

四 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、別に定める当法人所定の様式による申込みをし、理事2名以上の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

一 退社したとき。

二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

三 3年以上会費を滞納したとき。

四 除名されたとき。

五 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事3名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から(翌年)6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第25条 この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 出口幸子

設立時理事 鈴木るり

設立時理事 伊原たまみ

設立時代表理事 出口幸子

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 広島県(以下略)

設立時社員 出口幸子

住 所 東京都（以下略）

設立時社員 鈴木るり

住 所 東京都（以下略）

設立時社員 伊原たまみ

（法令の準拠）

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人RWO設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年8月23日

設立時社員 出口幸子 印

設立時社員 鈴木るり 印

設立時社員 伊原たまみ 印